

(案)

農村型地域運営組織（農村RMO）形成伴走支援業務仕様書

1 目的

複数の農村集落からなる小学校区程度の規模の範囲において、住民主体の「農用地保全」、「地域資源活用」及び「生活支援」の各活動を将来にわたり継続できる農村型地域運営組織（以下「農村RMO」という。）の形成を支援する。

2 委託予定期間

契約締結日から令和9年3月17日まで

3 業務内容

本業務では、徳島県内において農村RMOの形成に向けた協議会（以下、県内 RMO 協議会という。）が策定した 農村型地域運営組織形成推進事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）の内容を実現するため、次の（１）～（４）の活動（以下「伴走支援活動」という。）を行い、（５）によりその成果を整理する。

（１）農村 RMO モデル地区伴走支援及びフォローアップ業務

県内の計 8 地区に対し、事業の実施年数に応じた伴走支援を行うこと。

ア 農村 RMO モデル形成支援事業対象地区（計 5 地区）への伴走支援

- ・ 3 ヶ月に 1 回程度、「農用地保全」「地域資源活用」「生活支援」の各分野のプロジェクト進捗状況を把握すること。
- ・ 進捗状況に応じた意見交換、直近 3 ヶ月のアクション提案、プロジェクト実施に不可欠な専門家や企業とのマッチングを行うこと。

イ フォローアップ対象地区（計 3 地区）への聞き取り調査

- ・ 国の補助事業が終了した団体に対し、1 回程度、将来にわたる活動の継続・自走化（収益確保、体制維持等）に向けた課題等の聞き取りを行うこと。
- ・ 必要に応じて、課題解決に直結する専門的助言や外部人材・企業等との連携を支援すること。

（２）取組地域現地調査・優良事例収集

ア 令和 7 年度農村 RMO 形成推進事業を実施した県内 2 団体の取り組みについて取材を行うこと。

イ 現地取材結果を基に事例集の作成（仕様 A3パンフレット 2 つ折り、各地区 200 部）。

（３）情報発信

ア 徳島県農山漁村振興課の SNS アカウントへの県内 RMO 協議会の取組及び交流会に係る記事投稿を契約締結の翌月から月 1 回以上実施すること。

イ タウン誌への県内 RMO 協議会取り組み紹介を掲載すること。

（仕様 令和 7 年度に事業を実施した県内 2 団体 各 1 回 見開き 2 ページ）

(4) 業務成果とりまとめ 1 式

次年度以降の農村 RMO 形成伴走支援の参考とするため、県内 RMO 協議会との打ち合わせ内容や、伴走支援活動の成果等を記録・整理すること。

(5) 業務打ち合わせ・進捗状況報告

県担当者と3回程度打ち合わせを行うこと。また、その際には進捗状況を報告すること。

4 実績報告

(1) 業務完了後、(4)の結果について、県に報告を行うものとする。

(2) 実績報告には、情報発信記事を含めることとする。

5 委託業務実施に当たっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

(1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ徳島県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講ずるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として徳島県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は徳島県に返還するものとする。

(6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 徳島県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく徳島県と協議を行うものとする。

6 成果品

農村型地域運営組織（農村 RMO）形成伴走支援業務実績報告書及び事業費精算書
(別 添)

7 権利の帰属等

- (1) 委託業務の成果品に係る著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく著作権については、成果品を添付し提出する業務完了報告書の提出と併せて受託者から県へ無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品の著作権の範囲は、委託業務による活動の記録に係るものであり、活動過程で作成した制作物の著作権は受託者に帰属する。
- (4) 県は、受託者が委託業務に関する調査研究結果についての研究発表をする場合に限り、受託者が成果品を利用することについて承諾するものとする。当該利用に係る利用料は、無料とする。